

新大綱素案（中間とりまとめ）答申からの主な追加・変更点

資料 2-1

基本方針Ⅰ「市民協働・官民連携の推進」		
変更箇所	変更前	変更後
P17 (下段) 追加	改革の方向Ⅰ「市民参加・協働の推進」 ②市民活動・地域活動の促進 記載なし	・地域活力の活性化を図り、市民の暮らしを充実させるため、地域活動の担い手となる人材の育成を推進していきます。

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」		
変更箇所	変更前	変更後
P22 (中段) 追加	改革の方向2「効率的な組織体制の確立」 ①組織・機構の見直し 記載なし	・市民に身近な区役所や公共施設の窓口サービスの質の向上を図るための体制を構築していきます。

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」（※本市の現状 P11も同様）		
変更箇所	変更前	変更後
P11 P26 (中段) 変更	改革の方向2 「適正なアセットマネジメントの推進」 今後50年間に要する公共建築物の維持更新費用は、 約1兆7,500億円（350億円/年）	・今後30年間に要する公共建築物の維持更新費用は、 約9,260億円（309億円/年）
P26 (下段) 変更	① 総資産量の見直しと適正化 ・アセットマネジメントを推進するための体制として、専門部署や庁内の連絡・調整会議を設置するとともに、施設の廃止等を判断する場合は、第三者機関を設置し評価を行うなど、推進体制を整える必要があります。	・アセットマネジメントを推進するため、平成26年度に専門部署を設置したことから、今後は、庁内関係部署との連絡・調整会議を設置するなど、組織間の連携強化を図ります。 また、施設の廃止等を判断する場合は、必要に応じ第三者機関を設置するなど、実効性のある推進体制を構築するよう努めていきます。